

出雲市分別収集計画書

(第8期)

出 雲 市

平成28年(2016) 7月

分別収集計画目次

1	計画策定の意義	-----	2
2	基本計画の方向	-----	2
3	計画期間	-----	3
4	対象品目	-----	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	-----	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	-----	4
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	-----	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定めるものの量の見込み (法第8条第2項第4号)	-----	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定めるものの量の見込みの算定方法	-----	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	-----	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	-----	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し 重要な事項 (法第8条第2項第7号)	-----	13

出雲市分別収集計画

平成28年7月1日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済(生活)やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、行動していくことが重要である。

本市は、平成25年3月に策定した「第2次出雲市ごみ処理基本計画」において、平成23年度を基準として、平成34年度には、ごみ排出量を約8%削減し、再資源化率を25.8%とする目標値を設定した。本市では、これらを達成するため、ごみの排出抑制・再使用の推進・再生利用の推進のための事業を実施している。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(以下「法」という。)第8条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することで、廃棄物の減量及び資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本計画の方向

本計画を実施するにあたっては、市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、それぞれが役割を認識して行動することを基本方針として以下に示す。

- (1) ごみ排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- (2) 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- (3) 市民・事業者・行政が一体となった排出抑制・再資源化の促進

- ・市民 分別収集計画に基づく分別排出の徹底。
詰め替え商品の購入、買い物袋持参の徹底等による容器包装廃棄物の削減。
- ・事業者 過剰包装の自粛、リターナブル容器への転換と回収の促進、環境への負荷が少ない製品の開発・販売、店頭での容器包装廃棄物の回収促進。
- ・行政 分別収集ステーションの整備、圧縮・梱包等の施設整備、収集車両の充実、保管施設の確保、分別収集計画の周知、集団回収への支援。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成 29 年 4 月を始期とする 5 年間とし、これらの計画の始期から 3 年ごとに改定をする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。
（その他の紙製容器包装は雑紙として、雑誌等と混合収集する。）

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第 8 条第 2 項第 1 号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出見込みは、表 1 のとおりとする。

表 1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

（単位：トン）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
容器包装廃棄物	6,157t	6,141t	6,124t	6,108 t	6,092 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に協力・連携を図ることが重要であり、表2に示す方策を実施する。

表2 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策

施策名	具体的内容	公共関与
ごみ袋の指定・有料化	<ul style="list-style-type: none"> 指定袋制度を実施、全ての指定袋を有料化する。 資源ごみ指定袋（「飲料用空き缶」「空きびん」「ペットボトル」リサイクル）の導入。 	○
9種分別収集	<ul style="list-style-type: none"> 不燃ごみから資源ごみのリサイクルのための分別収集（可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ、飲料用空き缶、空きびん、古紙、古布、ペットボトル、粗大ごみ）の実施。 	○
分別収集ステーションの設置	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティセンター、店舗駐車場等で、週1回～月1回古紙の拠点回収を実施。 容器包装廃棄物をはじめ全ての廃棄物を集積するステーションを開設。 	○
リサイクル団体回収補助制度	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルに協力する団体（町内会、PTA、子ども会、リサイクル活動団体等）に対し、回収した古紙1kgにつき2円、空き缶1kgにつき2円、リターナブルびん1本につき2円の補助を行う。 	○
空き缶プレス機の貸出	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルを推進する団体等の空き缶回収を支援するために空き缶プレス機を貸出す。 	○
各種啓発事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化アドバイザーを配置して、容器包装廃棄物の減量のための情報発信等をする。 環境月間、リサイクル推進週間、環境衛生週間などにごみ問題の啓発記事掲載や特集チラシの配布などによる啓発。 ごみの出し方、ごみ収集カレンダー等の全戸配布。 分別解説DVDの貸し出しや学校、各種団体等への講師の派遣、施設見学会の実施。 	○
過剰包装の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 小売店への過剰包装自粛の協力呼びかけ。 買い物袋持参運動の推進によるレジ袋の削減。 事業者と協定を締結し、レジ袋無料配布中止を実施。 	○
事業者による回収等	<ul style="list-style-type: none"> スーパー等によるトレイ、牛乳パック、空き缶、ペットボトルの店頭回収実施。 リターナブル容器の販売店での回収。 	×

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本計画における対象品目を分別収集するための分別区分は次のとおりとする。

このうち紙パック及びダンボールについては、資源ごみ（古紙類）として収集ステーション又は紙リサイクルステーションへ市民（排出者）が排出するものとする。また、無色びん、茶色びん、その他のびん及びブスチール缶、アルミ缶は、それぞれ空きびん、飲料用空き缶の区分で収集したうえで、施設（選別）で分別・貯留するものとする。

ペットボトルは、飲料、しょう油の容器、みりん風調味料、食酢、しょう油加工品、ドレッシングタイプ調味料を対象品目とし、市が収集し民間処理施設に搬入し分別・貯留するものとする。

表3 分別収集する容器包装の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料用空き缶						
主として ガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">┌───</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───	無色のガラス製容器	├───	茶色のガラス製容器	└───	その他のガラス製容器	空きびん
┌───	無色のガラス製容器						
├───	茶色のガラス製容器						
└───	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲用を充てんするためのもの （原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	古紙類（紙パック）						
主として段ボール製のもの	古紙類（段ボール）						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が認める商品を充てんするためのもの	ペットボトル						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

表4 分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

	28年度		29年度		30年度		31年度		32年度	
主としてスチール製の容器	65 t		65 t		65 t		65 t		64 t	
主としてアルミ製の容器	139 t		139t		138 t		138 t		138 t	
無色のガラス製容器	(合計) 253 t		(合計) 252 t		(合計) 251 t		(合計) 251 t		(合計) 250 t	
	(引渡)量 0t	(独自)処理量 253 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 252t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 251 t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 251 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 250 t
茶色のガラス製容器	(合計) 203t		(合計) 203 t		(合計) 202 t		(合計) 202 t		(合計) 201 t	
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 203t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 203 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 202 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 202 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 201 t
その他のガラス製容器	(合計) 227 t		(合計) 226 t		(合計) 226t		(合計) 225 t		(合計) 225 t	
	(引渡)量 0t	(独自)処理量 227 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 226 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 226 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 225 t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 225 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	93t		93 t		92 t		92 t		92 t	
主として段ボール製の容器	2,018 t		2,013 t		2,008 t		2,002 t		1,997 t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 0 t								
ポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 216 t		(合計) 216 t		(合計) 215 t		(合計) 214 t		(合計) 214 t	
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 216 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 216t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 215 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 214 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 214 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 0 t								
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t									
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 0 t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度分の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は第2次出雲市ごみ処理基本計画の人口推計も考慮し、次のとおり設定した。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
172,254 人 (対前年度比)	171,803 人 (対前年度比)	171,352 人 (対前年度比)	170,901 人 (対前年度比)	170,450 人 (対前年度比)
99.7389%	99.7382%	99.7375%	99.7368%	99.7361%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施するもの(主体)は、表6のとおりとする。

紙パック及び段ボールは、市民(排出者)が紙リサイクルステーション等へ排出段階で分別して排出し、これを市が収集し圧縮・梱包のうえ貯留する。

当面は平田地域及び佐田地域の紙パック及び段ボールは、市民(排出者)により分別し排出されたものを市が収集して民間業者に引渡し民間業者により再生利用をする。

スチール、アルミ、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラスについては、市民(排出者)が分別して排出したものを市が収集し選別・貯留する。

なお、収集運搬は市が行うものとする。

市民は「リサイクル団体補助制度」を利用して集団回収を実施し、民間業者による運搬・貯留を行なう。

また、アルミ缶、スチール缶、紙パック、白色トレイ、ペットボトルのスーパーマーケット等での店頭回収については、積極的に実施してもらうように働きかけることとする。

さらに対象品目ごとの分別基準の実施主体は、表7のとおりである。

表6 分別収集の実施主体

包装容器廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集運搬の段階	選別・圧縮・梱包・保管段階
金属	スチール製容器	飲料用空き缶	市による 定期収集	市 (選別・圧縮・保管)
	アルミ製容器			

ビン	無色ガラス	空きびん	市による 定期収集	市 (選別・圧縮・保管)
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	古紙	市による 定期収集	市 (選別・圧縮・保管) 業者委託 (選別・圧縮・保管)
	段ボール			
プラスチック	PET ボトル	ペットボトル	市による 定期収集	業者委託 (選別・圧縮・保管)
		店頭回収	再生資源業者	再生資源業者
	白色トレイ	店頭回収	再生資源業者	再生資源業者

表7 対象品目ごとの分別基準実施主体

容器包装廃棄物	分別基準	実施主体
スチール製容器 アルミ製容器	他の素材を利用した容器包装を除去	排出者
	容器包装以外のものが付着、混入しない	排出者
	洗浄する	排出者
	圧縮する	市
ガラス製容器	10t 車に積載できる容量に相当を収集（貯留）	市
	他の素材を利用した容器包装を除去	排出者
	容器包装以外のものが付着、混入しない	排出者
	洗浄する	排出者
	ガラス製のふた以外のふたの除去	排出者
	結晶化ガラス製の物が混入しない	排出者
紙製容器包装	10t 車に積載できる容量に相当を収集（貯留）	市
	他の素材を利用した容器包装を除去	排出者
	容器包装以外のものが付着、混入しない	排出者
	濡れていないこと	排出者
	切り開き	排出者
	結束し又は圧縮されていること	市

PETボトル	10t 車に積載できる容量に相当を収集（貯留）	市
	他の素材を利用した容器包装を除去	排出者
	容器包装以外のものが付着、混入しない	排出者
	洗浄する	排出者
	PET以外のボトルが混入しない	排出者
	PET製のふた以外のふたの除去	排出者
	圧縮されていること	市

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備は表8のとおりとする。

空き缶、空きびん、紙パック及びダンボールの圧縮・選別、貯留の中間処理施設については、出雲リサイクルセンター、平田不燃物処理センター、佐田クリーンセンターの処理施設で処理するものとする。これ以外の必要な施設については、ごみ処理基本計画に従い年次的に整備することとする。

表8 分別収集の用に供する施設の整備概要

分別区分	容器包装廃棄物	収集容器	ステーション等	収集機材	中間処理施設
缶類	スチール製 アルミ製	袋	収集ステーション	ダンプ車 パッカー車	圧縮・減容設備
ビン類	無色ガラス 茶色ガラス その他のガラス	袋		ダンプ車 パッカー車	選別設備 破碎・研磨機
紙類	紙パック 段ボール	紐	紙リサイクルステーション 収集ステーション	ダンプ車 パッカー車	圧縮・梱包施設
プラスチック	ペットボトル	袋	収集ステーション リサイクルステーション	ダンプ車 パッカー車	圧縮・減容設備 (民間事業者)

表 9 中間処理施設概要

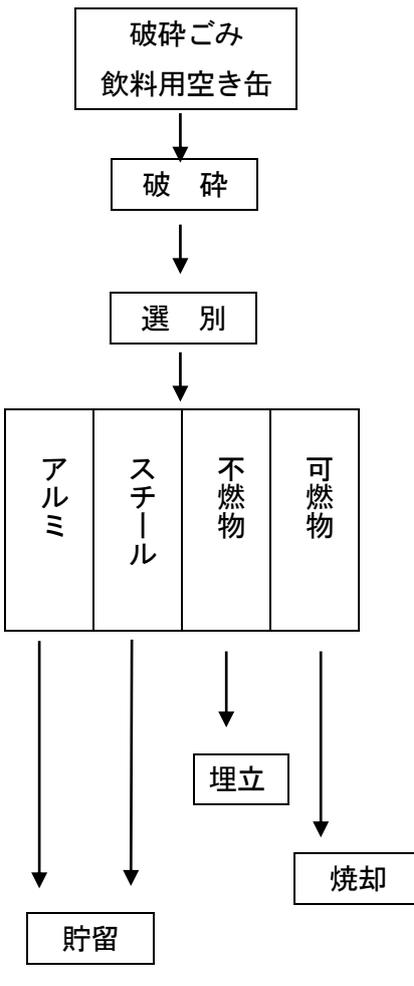
1 出雲地域、大社地域、湖陵地域、多伎地域（びん選別については出雲市全域）

	古紙梱包施設	粗大ごみ処理施設	びん選別施設
所在地	出雲市西神西町 1732-3		
処理能力	30t/5h	50t/5h	15t/5h
供用開始	平成8年4月	平成7年4月	平成8年4月
処理工程	<pre> graph TD A[古紙（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）] --> B[選別] B --> C[梱包] C --> D[貯留] </pre>	<pre> graph TD A[破碎ごみ 飲料用空き缶] --> B[破碎] B --> C[選別] C --> D[アス ルチ ミール] C --> E[不 燃 物] C --> F[可 燃 物] D --> G[貯留] E --> H[埋立] F --> I[焼却] </pre>	<pre> graph TD A[空きびん] --> B[手選別] B --> C[選別] B --> D[生きびん] C --> E[異物] C --> F[色選別] E --> G[埋立] D --> H[貯留] F --> I[無色びん 茶色びん その他びん] I --> J[破碎] J --> K[貯留] </pre>

2 平田地域・佐田地域

	平田地域		佐田地域
	空き缶処理施設	粗大ごみ処理施設	破碎処理施設
所在地	出雲市十六島町 1485-2		出雲市佐田町大呂 2865-1
処理能力	2t/5h	20 t /5 h	3 t /5 h
供用開始	平成 10 年 4 月	昭和 63 年 4 月	平成 6 年 4 月
処理工程	<pre> graph TD A[飲料用空き缶] --> B[選別] B --> C[アルミ / スチール] C --> D[圧縮] D --> E[貯留] </pre>	<pre> graph TD A[破碎ごみ 飲料用空き缶] --> B[破碎] B --> C[選別] C --> D[アルミ / スチール / 不燃物 / 可燃物] D --> E[貯留] D --> F[埋立] D --> G[焼却] </pre>	<pre> graph TD A[飲料用空き缶] --> B[選別] B --> C[アルミ / スチール] C --> D[圧縮] D --> E[貯留] </pre>

3 斐川地域

	斐川地域
	粗大ごみ処理施設
所在地	出雲市斐川町学頭 3215
処理能力	13 t / 5 h
供用開始	平成 8 年 9 月
処理工程	 <pre> graph TD A[破碎ごみ 飲料用空き缶] --> B[破 碎] B --> C[選 別] C --> D1[アルミ] C --> D2[スチール] C --> D3[不燃物] C --> D4[可燃物] D1 --> E[貯留] D2 --> E D3 --> F[埋立] D4 --> G[焼却] </pre>

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集の実施に関し、今後取り組む施策は、出雲市の長期計画、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理計画）に位置付け、ごみ処理実施計画により推進していくものとする。

表10に分別収集に取り組む具体的施策を示す。

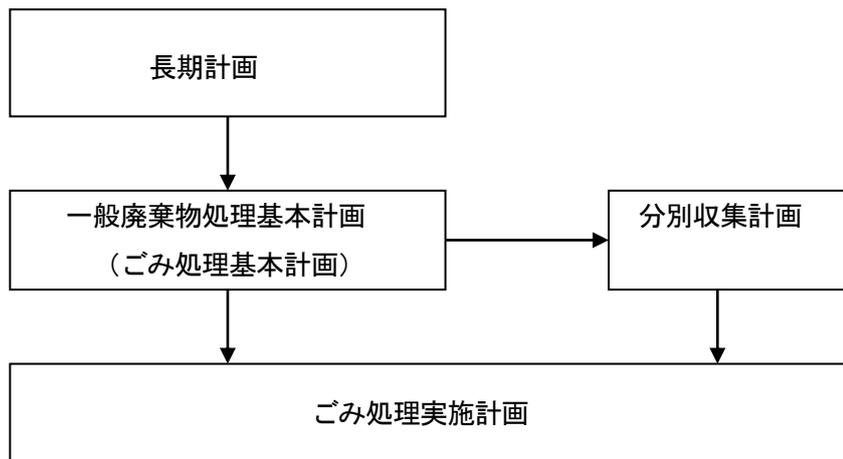


表10 分別収集の実施に関し取り組む具体的施策の位置付け

施策	具体的内容
9種分別	・分別収集の徹底を図るために、分別区分ごとに指定袋を定める。
ごみの出し方チラシ配布 啓発活動の実施	・分別排出を推進するため、ゴミの出し方の冊子を配布するとともに、市民への啓発活動を図っていくものとする。
紙リサイクルステーションによる古紙回収	・古紙（新聞、雑誌、牛乳パック、ダンボール、その他紙）の分別収集を推進するために、紙リサイクルステーションによる拠点回収を継続実施し、ステーションの増設等により充実させる。
リサイクル団体補助制度 空き缶プレス機の貸出	・登録団体（町内会、PTA、子ども会、ボランティア等）による回収（古紙、空き缶、リターナブルびん）を促進するため、補助金の交付、機材の貸し出し等を実施する。